

令和 7 年あきる野市農業委員会 7 月総会議事録

令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 1 時 30 分、令和 7 年あきる野市農業委員会 7 月総会は、あきる野市役所本庁舎 5 階、505 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

議事日程

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について |
| 第 2 号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第 3 号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第 4 号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時27分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。これより令和7年あきる野市農業委員会7月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。午後の貴重なお時間に総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。梅雨も早々と明けてしまいまして、空梅雨で、この辺もそうですけども、お米とか、いろいろな所の産地が水不足で困ると、年々農業がやりづらくなるというか、作物がとれなくなってくるような時代がやってきているなという感じがします。この辺も、もう何日も前から異常に暑くてこの先どうなるんだろうと、今朝も近所のおじさんと会ったら暑いなと、もう毎日、暑いな、が共通の挨拶になってしまって、こんな段階でこんなに暑い、いつも梅雨が明けると暑いのは確かに暑いんですけど、今年は梅雨の最中からほとんど梅雨らしくない暑さが続きましたので、なんか段々地球がおかしくなって、人間にとってもあんまり良くないことがあるのかなと思います。皆さまもお体には十分お気をつけください。それでは、本日は1人お呼びしていますので、ぜひ活発なご意見ご質問をどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、7月8日火曜日に開催された西多摩地区農業委員会広域連携会議に、堀江職務代理と事務局長と私の3名で出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は佐藤委員と米倉委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が1件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明いたします。7月18日に小澤委員、そして事務局の3人で現地調査に行っていました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は〇〇〇〇番の●●●●という看板で、直売の野菜を販売している小屋がある場所でございます。現地は約●反●畝あるのですが、その西側半分は客土、盛り土をしてありまして、大体

1メートルから1メートル20ぐらい盛り土をしてあって、その部分は畑です。残りの所はまだ水田ということになっております。対象地の部分には、サトイモ、ネギ、カボチャ、オクラなどが栽培されておりまして、全体の4分の1ぐらい使われておりました。借り主の〇〇さんは近くでも家庭菜園のような形で生産をされていて、地主の方とは、地主のお父さんとの繋がりで、今回ここを借りるようなことになったということでございます。毎日私はここを通るのですが、毎日居る訳ではなくて、また農業用機械とかはどのぐらい持っているか分からないのですが、除草は全て手でしていたりとか、そういうのはお見受けしました。以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(堀江職務代理) 今まで売店で売ってたのは、△△さんのご家族が売ってたのですか。

(平野委員) 2年ぐらい前に親父さんが亡くなりまして、その後、お袋さんがその後を継いでやっていたんですけど、高齢ということもあって、今回貸すというようなことに。

(堀江職務代理) じゃあ今度、〇〇さんがそのまま引き継いで使うということなんですか。

(平野委員) そこはちょっと確認はしていないです。

(堀江職務代理) はい。分かりました。

(議長) 〇〇さんは何をやっているのですか。

(平野委員) 何もやられていないと・・・

(事務局) ●●歳の方ですし、特段ご職業としては伺ってないので、主に農作業をされているのだと思われます。

(議長) ●反●畝って、まあまあ広いですけど。

(平野委員) そうですね。

(議長) できそうですかね。

(平野委員) ああ、ちょっと作業をしているのを見たのですが、体はとても軽やかでした。すごく活発に動いている。また、手伝ってくれる若い、30代の女性がいるということです。

(議長) ご本人をお呼びしているのです、何か意見がありましたら、ぜひよろしくお願いします。

それでは、ご本人をお呼びいたします。お願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介や抱負、今後の計画等ありましたら、お話いただきたいと思います。お願いします。

(〇〇氏) はい。〇〇と言います。あきる野に終の住処として家を買って13年になります。あきる野に住む目的としては将来的に畑をやりたいなということを考えておりまして、来て2年ほど経ってから家庭菜園を12年ほどやっております。今、ちょっと販売もしていますが、たくさん作った野菜、余った野菜をどうしようかと思った時に、●●●●●●●●と言う子ども食堂をやっている所がありまして、そこに食材として提供したり、そういう形でやっております。やっている内にいろんな人から野菜がほしいと声をかけられて、例えばネパールの人からパクチーを作ってくれ、ブラジルの日系のお母さんからキャッサバを作ってくれ、それで段々とやっている内に、いろんな品種を果物野菜含めて常時30品種ぐらいやっております。その間にいろいろな人と知り合いまして、子育てのお母さんが一緒にやらせてほしいとか、

子供をちょっと一緒にやらせてほしい、というようなことで、段々と周年栽培的にやるためにもっと広い場所がほしいと思ひまして、もっといろいろなことをやってみたいなということで、今回畑を借りたいという申請をしました。以上です。

(議長) はい。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(堀江職務代理) 農業委員の堀江と言ひます。私はちよくちよくあの辺を通るのですが、あそこに既存の売店がまだあるみたいなんですけど、そこは活用するか、しないか、ちょっと聞きたいのですが。

(〇〇氏) 一応、持ち主の△△さんからは全部使つていいよということで、鍵までお預かりしまして、一応販売もしていこうかなと。ただ、まあ、お金を払わない人がいるから、せつかく手間をかけて作った物を、お金払ってもらわないのは気分悪いなとか、そういうのもあつて、どうしようかと迷っているところなんです。ただ販売方法として、まだまだ手探り状態でやっています。

(堀江職務代理) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。あの、農機具などは何か持っているのですか。

(〇〇氏) 今、あの、ホンダの小型の耕運機はずっと10年以上使っていますけど、△△さんの方から今あそこにある、△△さんがお持ちの耕運機、トラクター、他にもいろんな機械がありますが、もう何から何まで全部使つていいですよということで、了解をもらつておりまして、農協さんに機械を見てもらつて、メンテナンスとかはちょっと進めております。

(議長) はい。分かりました。他にご質問、ご意見ございますか。

(嶋崎委員) あの、今、使っている畑はここだけですか。

(〇〇氏) 近くに●●坪の畑が2ヶ所ありまして、今回新しくという形です。

(嶋崎委員) と言うことは、プラス、あと2ヶ所、余計にあるという？

(〇〇氏) はい。そうです。全部で3ヶ所です。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。それでは、本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。よろしく願いいたします。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他に何かご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第1号議案、収受42について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年7月25日提出。あきる野市農業委員会、

会長、甲野富和。

(第1号議案・収受42 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受42について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。7月18日に武田委員と事務局、計3名で現地調査に行つてまいりました。

地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地ですが、まず〇〇〇〇ー〇は、ちょうど南側の隣接地がご自宅ということでございます。自宅の裏手の所なんですけど、現況といたしましては、栗が4本とビワの木、あと、ミカンの木がございました。栗の木は大きな木で大変立派なのですが、事務局にその後確認していただいたところ、現地には今後デントコーンを作るということで、このところの飼料の高騰によって、自作でやられるということでございます。従いまして、今ある木は抜いて畑にするということでございます。道路を挟んで北側の△△△△ー△につきましては、現状草が刈られておりまして、今後作付けができるような状態になっているということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) この所は何回も行っている所なんですけど、作付け的には牛の餌を作るということでしょうか。

(渡邊委員) そうです。

(事務局) はい。飼料用のデントコーンを作付けしていくということでお話を聞いております。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(嶋崎委員) あの、譲受人の〇〇〇〇さん、職業が農業になっているけど、元々土地はないのですか。畑は？

(小川委員) 会社では、ない。

(事務局長) 会社では持っていないという。今回、会社で取得するので。

(嶋崎委員) 会社の取得になるの？だから議案書が個人の名前ではない訳ね。

(事務局長) 個人の名前では畑を持っているんですけど、お父さん名義では。

(野崎委員) お父さん名義の？ああ、そういうことか。

(事務局長) はい。だけど、今回は〇〇〇〇〇〇〇〇として、農地所有適格法人に当たるので、農地を取得できるので、会社で取得するということです。

(嶋崎委員) ああ、そういうことですね。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(平野委員) あの、変な話ですけど、例えば会社が解散になってしまった場合、こういうのはどうなってしまうんでしょう。

(議長) そういう心配、ありますね。そこが一番心配なんですよ。

(事務局) もしも法人が倒産してしまった場合には、最終的には国が買収することになります。

(議長) また国に召し上げられちゃうということ？

(小澤委員) 国の財産になるということ？

(事務局) はい。ただ、そういった事態にならないように、毎年法人から事業の状況等を報告していただき、農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがある場合には、必要な措置をとるべきことを勧告し、法人が所有する農地について譲渡の申出があった時には、その農地のあっせんに努め、それでもなお農地を引き受ける者がいない場合には、最終的に国が買い取ることとなります。

(議長) そうということらしいです。他にご意見、ご質問は？

(堀江職務代理) この方はご親戚なんですか。ご姉弟ですか。

(事務局) 親戚と聞いております。

(堀江職務代理) 自宅は隣同士ですよ。

(事務局) 斜向かいぐらいですね。

(堀江職務代理) はい。分かりました。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受42について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和7年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。番号1の現地調査について、報告をさせていただきます。地図は10ページをお開きください。7月18日に山崎健委員と事務局2名と私の4名で、現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇さんの実家、そして、〇〇〇さんの現在住まわれている家が並んで建っている、その屋敷続きの南側に当該地が2筆あります。〇〇〇〇ー〇〇には栗の木が4本、ブルーベリーが6本、梅の木が1本植えられております。△△△△ー△については屋敷の庭との境に柿の木が1本植えてありました。その南側にはナス、キュウリ、トマト、ピーマン、オクラなどの夏野菜が作られていました。また南側に狭い道路、市道があるのですが、その市道に沿って高い生け垣、3メートル近くの生け垣がありまして、その生け垣の内側には梅の木、それから2メートル近くの檜の木が1本植わっています。そして、その生け垣の日陰になる部分については、△△△△ー△の南側大体5分の1ぐらいがミョウガが植えられていました。いずれにしましても、両方の畑が草刈り等丁寧に行われており、農業経営を行っていることに問題ないと思います。以上です。よろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

ここは納税猶予をかける時に、一部除外した部分があると思いますが、全部ではないですね。
(事務局) はい。一部外した部分があります。以前の委員さんのお話によると、庭木の部分や大きな木の部分を外してあるようです。

(議長) そうですね。それでこの面積ということですね。他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和7年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明させていただきます。同じく18日に事務局と橋本委員と4名で現地確認を行っております。地図は11ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番は●反●畝ほどの畑でございます。現在は草がやや生えておりますが、当人の〇〇〇さんが元気でやっている頃は、ここにハウスが2つほどありまして、平成18年頃ですかね、建てたハウスがありましたんですが、今はそれも片付けられて、若干草が生えております。それで息子さんが、〇〇〇さんが亡くなりまして、その後は草刈り等は彼がよくやっていたようでございます。〇〇〇さんが元気な頃はよくあそこで2人で耕作をして、トマトとかナス等作っておりました。今は草がややありますが、息子さんも全部管理しきれなくなってきたんじゃないかなと、そんな気がいたしまして、ただ草管理はきちんとしておりました。そんなことで、〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったと判断していいのかなと、そんな風に思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号2から番号7については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 4 ページ目をご覧ください。

(第 4 号議案・番号 2 朗読)

(第 4 号議案・番号 3 朗読)

議案書 5 ページ目をご覧ください。

(第 4 号議案・番号 4 朗読)

(第 4 号議案・番号 5 朗読)

議案書 6 ページ目をご覧ください。

(第 4 号議案・番号 6 朗読)

(第 4 号議案・番号 7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 2 から番号 5 の●●分について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは引き続き説明いたします。地図は 1 2 ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

今回はこの 5 ヶ所を〇〇〇〇〇〇さんが借りるということですが、畑③、畑④はすでにブドウの木が芽を吹いております。畑①、畑②、畑⑤については、一部草の場所と、それから畑①はやや耕耘した跡があるということで、この辺については、これから果樹を作っていくというようなことを事務局の方で調べていただいております。それと畑②から畑④の間は青い網で囲われておりました。そんなことでこれからきれいにしていっていくということのようです。土地としてはあんまり評価が良い場所ではないんですけど、きれいになればいいかなと、そんな風に思います。以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 6, 番号 7 の●●分について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) はい。それでは番号 6, 7 について、説明させていただきます。やはり 1 8 日に事務局 2 名と野崎委員と私の 4 名で現地を確認してまいりました。地図は 1 3 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず畑⑥ですが、昨年までは自然農法をされている方が畑を作っていたということで、膝丈ほどの草が現在は生えております。周りの方は若干高い、セイタカアワダチソウのような物もありましたが、果樹を植えるということを聞いておりますので、特段の問題はないのかなと思って見ております。次に番号 7 の畑⑦ですが、かなり細長い場所です。現在西側の 4 割ぐらいがネギやジャガイモを作った跡があったようで、草もあまりなく、耕耘されておりました。また奥の 6 割ぐらいの部分は草が刈ってありました。ここは事務局の方からお聞きした限りでは、ハウスを建てて中で果樹を栽培するということなので、業者さんの方がハウスを建てる際には入ると思いますので、その辺も問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員、山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) 今回、〇〇〇〇〇〇さん、かなり同時に多くの土地を借りるようなのですが、〇〇〇〇〇〇さんの経営、現状までがどうだったのかと、今後の計画としてはどういう風に伺ってい

るのでしょうか。多分今回借りるに当たって、こういう風な作付けをすとか、経営の計画と
いうのが出ていたと思うのですが……。会社ですので、現状までの、一応黒字だとは思
うのですが、その辺のところが無理なくやられているのかどうか、その辺が少しお聞きしたいな
と思ひまして。

(議長) かなり一度にたくさん……。●●の地図も縮尺が違ふので小さく見えるけど、すごい
大きいですね。今回は全部新規ですね。

(事務局長) はい。ちょっと今、細かい資料はないのですが、○○○○○○さんも今後経営をより
安定させるために畑を広げて、自社ブドウを多く作るというところで、広げる所についても東
京都の補助金なども活用しながらやっていくということです、経営をより安定させていく
というところが大きいのかなと思ひます。

(山崎勇委員) ブドウ畑に全てしていく、ということじゃないんですか。

(事務局長) いや、あの、全部ブドウ畑です。

(橋本委員) あ、でも、野菜の所もあります。

(山崎勇委員) 将来的に含めての意味です。

(平野委員) さっき果樹とか言ってたもんね。

(事務局) あの、ブドウを栽培していきたいというご希望もありつつ、その他の果樹もやりたいと
いうように、今、聞いております。ただ、その果樹が具体的に何なのかというのは、これから
考えるというようなお答えでした。

(山崎勇委員) 一概には言えないけど、経営を考えれば、ブドウ畑かなと思ひただけ。

(大福委員) すみません。今回契約期間が12年とか、10年のものもあるようなんですけど、結
構長期に渡って、当然なる訳なんです。ブドウなので、ある程度畑にかなり杭を打ったり
とか、棚を作っていくことになると思うのですが、会社ということで、利益を求める団体が最
近農業に参加してきていただいて、そういうところが元気に耕作していただくのは非常に喜ば
しいことだと思うのですが、利益を求める団体というのは、やはりそこで無理があれば経営の
方向転換がすぐに図られるんじゃないかなと思ひますよ。我々、我々と言うか、私なんか
農家なので、ダメでも何でもとにかくずっと農業、畑を耕すんだ、の前提でやっておりますし、
畑はそういう風に使うものだと思ひているんですが、ちょっとその辺が会社というのは違う雰
囲気もあると思ひまして、そういった意味でも経営が安定しているかどうか、そこはある程度、
総会の議案審議の中に含まれるのではないのかなと思ひたのですが、その点については、ただ
土地を借りるという意味では関係はないんですかね？

(米倉委員) 別に赤字の法人が借りてはいけないという理由はないですね？

(事務局長) ないです。取得ではないので。

(大福委員) これ、途中で返すということはできるのですか。

(事務局長) 相対なので返すこともできますけど、長期貸借の奨励金とかの対象になるので、奨励
金を返さなきゃいけないとか、そういうのは……

(大福委員) ああ、地主さん側の？

(事務局長) はい。そういうのはありますけど、当然途中で返すこともできます。

(議長) これは、農地中間管理機構というのは、借りたい人と貸したい人を両方揃ったら、という

ことですよね。まあ、今更言ってもしょうがないけど、他の農家は別に借りたくなかったんですかね。規模拡大とか新規とかいろいろのね。段々土地がなくなっていったらうので。荒れている土地よりはやってもら方がいいんですけど、段々土地がなくなる。

(事務局) 今回の土地については、〇〇〇〇〇〇さんが広げたいという意向で自分で交渉をして、持ってきたと聞いています。

(議長) 大概そうなんですよ。農地中間管理機構に土地が溜まってて、それで借りたい人が来て、溜まっている土地、どうですか？と言うんじゃないくて、借りる人がなんて言うか、名指しで借りてる。

(事務局) そうですね。現状としては、そういう感じになりますね。

(議長) だから、ある意味、早い者勝ちと言うか。そんな感じですよ。

(小澤委員) 使っていない畑があると、そこは、じゃあどうですか？という感じなんですか、今。

(事務局) 今、現状としては、地主さんと農業者さんの方で話しがまとまった状態のものを、中間管理の制度を使って総会で諮らせていただいているという・・・

(議長) 大体、それでしょ？だから理想と現実とはちょっと違うんですよ。なんか、バンク的に集めておいて、じゃあ誰か借りたい人、ああ、あそこがいいです、と言うんじゃないくて、もう借りる人と貸す人が大体話がまとまって、じゃあ、この制度乗ろうかという、そんな感じですよ。理想と現実がちょっと乖離している。本当は理想は農業やりたいとか、規模拡大したい人が来て、ああ、あそこに土地があるんですか、というのが、多分この求めている制度だと思うんですけど。もう、前からですけどね。

(小川委員) ひとつ、いいですか。あの、契約期間が12年というの、今まで10年というのが多かったんだけど、12年というのとは何かあって12年になったのですか。

(事務局) はい。最初に〇〇〇〇〇〇さんのご希望で補助を入れたいというお話がありまして、パイプ棚を入れるということで、耐用年数が10年なので、準備期間等を含めて多めに12年ということで、今回12年になった所がございます。それで、番号6については補助を入れないということになって、所有者さんとお話をしましたら、それなら10年にしますということでしたので、今回12年と10年が混在しているんですけど、一応補助を入れたいと思っている所については12年ということで、今回・・・

(小川委員) ブドウだから12年、という訳ではない訳ね。

(事務局) そうですね。

(小川委員) 要するに、体制を整えるために2年間プラスして12年にしたよと、そういう話か。

(事務局) ちょっと何ヶ所か12年があるんですけども、おそらく計画上全部補助を入れる訳ではなさそうなので、所有者さんには10年でも12年でもお選びいただけますとご案内したところ、12年のままでいいですということで、12年のままになっている地番もあります。なので、10年と12年が混在してしまったんですが。

(議長) この、賃借権と使用貸借権が入り交じっているのは？やっぱりそれなりの意味がある？

(事務局) そうですね。所有者さんのご意向ということになります。

(議長) ちょっと心配なのは、他の農業者がね、規模拡大とか新規が入りづらい。

(大福委員) あの、ちょっと、実際近くで、●●とかこの辺の畑でやりたいという方はいらっしゃる

訳ですよ。●●●の方の方も含めて、あの辺魅力的だねと言われている方はいらっしゃるんですけど、先ほどの農業会議とかの方にまで声が届いてなかったりとか、なかなか気持ちがうまく農地の貸し借りまで結びついてない方も、実際いらっしゃるの、数年、私の方でもちょくちょく聞く訳なんですけど。それで、今回の件みたいにくつもポンポンと決まっていくな所があれば、前々からちょっとと言われてて、市役所に相談してみたらどうですかとか、いろいろ制度についても少しこう、お話しても、なかなか気持ちが結果に表れない方もいらっしゃるのも事実です。

(議長) そうなんです。だから、その辺どうにかね。新規の人とか、規模拡大の人とか、話を通じるように。だから中間管理機構の制度はいいんだけど、運用がちょっとどうかな、というところがあるので、その辺をちょっとね、やってもらえれば。他に何かご質問ございますか。

(山崎健委員) あの、すみません。ひとつ、いいですか。話が変わって、別に〇〇〇〇〇〇さんだけの話ではないんですけど、〇〇〇〇〇〇さんはここでハウスや果樹をやるということで、棚を作るかと思うんですけども、前にも果樹をやの方がいらっしゃいましたけど、これを、農業をやめますとといった時に、一応、契約の中では多分きれいに返すという約束にはなっていると思うんですよ。それが例えば10年後、12年後にやめるといった時に、余裕があればいいんですけど、余裕がなかった場合、その対応というのはできているんでしょうか。借りて人ができないよ、となってしまうことってあり得ると思うんですよ。10年後、12年後となると。その辺の対応というのはできているんですか。これはハウスとかね、他の物も全部そうなんですけど。現状そういうのはない、ないよというならそれでいいんですけど、現状を聞きたいんですよ。

(事務局長) 市の制度とか、中間管理機構でのそういう制度はないので、実際やっぱり相対のところには中間管理機構が入ると思うので。

(山崎健委員) 間に入るだけで、あとはお互いがやってください、ということなんですね。

(事務局長) 制度としては何かそれを、というのはいないです。

(山崎健委員) 今後は、その辺は考えはないんですか。何か・・・

(事務局長) 現状、ちょっとそこまでの話は出てきていないので、今はないんです。

(山崎健委員) はい。分かりました。

(議長) あの、中間管理機構がどういう考えを持っているか、それをちょっと聞いておいてください。今、質問があったように、余裕がなくてできない、となった場合大変ですから。

(小澤委員) ブドウ棚なんか大変ですよ。ワイヤーでやりますから、処分するの、大変だと思いますね。

(議長) その辺のところ、どう考えているのか、農業会議に聞いておいてもらって。お願いいたします。

(事務局) はい。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号2から番号7の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号8について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号8 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号8について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。同じく18日に嶋崎委員と事務局2名と私で現地調査に行ってきた。地図は14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑の現状は少し草が生えているのですが、その草の処理は始まっている途中の段階のところでした。北側に〇〇〇〇〇の借りている別の畑がありまして、当該地はそこに隣接しています。ですので、使い勝手はすごくいいのかなと思いました。畑の方は今は草がありますけれども、草刈りをして何度かトラクターをかければ、すぐに植え付けができるかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号8の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号9について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号9 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号9について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。同じく7月18日、小澤委員と事務局と3人で現地調査に行ってきた。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番の現況としましては、〇〇さんが今後使うということで、もう本人が3回ぐらいトラクターで耕耘されております。ここも田んぼではあるのですが、80センチから1メートルぐらい客土してありまして、畑で使えるような状態でございます。それで、桑の木が自然に生えたと思うのですが、それがまだ10本近くありますので、それを市役所の助成金を使いながら抜根して、またきれいに使うということでございます。2～3年、もっとかな、なかなか耕作できていなくて、チガヤがすごい畑でございます。だから何度か耕耘した後に作付けするのではないかと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号9の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号10についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号10 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号10について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。番号10について説明いたします。7月18日に事務局1名と平野委員と3名で現地調査を行いました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認したところ、トウモロコシを栽培しておりまして、収穫が終わった状況でした。昨日ハンマーモアできれいに伐採されておりまして、きれいになっておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号10の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会7月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、8月25日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、505会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時34分